

議員案第1号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

平成26年2月28日提出

提出者 佐野市議会議員 本郷淳一

賛成者 佐野市議会議員 井川克彦

〃 横田誠

〃 川嶋嘉一

〃 亀山春夫

〃 鈴木靖宏

〃 岡村恵子

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「会計課」の次に「、消防本部」を加え、同項第3号中「産業文化部」の次に「、観光スポーツ部」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

理 由

総務常任委員会及び経済文教常任委員会の所管を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第1号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p>総合政策部(国民健康保険税に係る部分を除く。)、行政経営部、会計課、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 7人</p> <p>産業文化部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p>総合政策部(国民健康保険税に係る部分を除く。)、行政経営部、会計課、<u>消防本部</u>、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 7人</p> <p>産業文化部、<u>観光スポーツ部</u>、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>